



リスク管理債権

■ リスク管理債権について

〈不良債権の2つの開示基準〉

◆信用金庫法開示債権(リスク管理債権)

貸出先からの利払いの状況に注目し、貸出先が利払いを停止したり、利払いの一部を免除されたりしている場合には開示対象となります。

◆金融再生法開示債権

貸出先の財務内容に着目し、実質債務超過状態にありながら利払いを一部継続しているような場合はリスク管理債権には含まれませんが、金融再生法の基準では計上されます。貸出金以外の債務保証や貸付有価証券なども不良化していれば開示対象となります。

■ 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の状況

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	開示残高 (a)	保全額(b)		保率 (b)/(a) (%)	引当率 (d)/(a-c) (%)		
		担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年3月期	44	44	37	7	100.00%	100.00%
	令和5年3月期	33	33	23	10	100.00%	100.00%
危険債権	令和4年3月期	260	260	256	4	100.00%	100.00%
	令和5年3月期	253	253	249	4	100.00%	100.00%
要管理債権	令和4年3月期	14	14	14	0	100.00%	100.00%
	令和5年3月期	13	13	13	0	100.00%	100.00%
三月以上延滞債権	令和4年3月期	-	-	-	-	-	-
	令和5年3月期	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和4年3月期	14	14	14	0	100.00%	100.00%
	令和5年3月期	13	13	13	0	100.00%	100.00%
小 計 (A)	令和4年3月期	319	319	307	11	100.00%	100.00%
	令和5年3月期	300	300	285	14	100.00%	100.00%
正 常 債 権 (B)	令和4年3月期	105,869					
	令和5年3月期	106,404					
総 与 信 残 高 (A)+(B)	令和4年3月期	106,188					
	令和5年3月期	106,704					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

■ 不良債権の状況について

当金庫は資産の自己査定を厳格に実施しており、每期適正な償却・引当を実施し、資産の健全性確保に向けた取組みを継続的に行っております。また、地域密着型金融の趣旨のもと、単に不良債権を削減することを目標とせず、長期にわたるお取引先関係の中から、経営相談や経営支援、事業再生といった取組みを最優先の課題として、これにより資産を良好していくことを第1の目標としております。この結果、当金庫の不良債権比率(金融再生法ベース)は0.28%(前期比0.02%減少)となっております。